

# 会 議 録

会議名 (審議会等名)		川西市介護保険運営協議会(第2回)		
事務局 (担当課)		健康福祉部 長寿・介護保険課 内線(2613)		
開催日時		平成24年6月7日(木) 午後1時30分～3時30分		
開催場所		川西市保健センター - 2階		
出席者	委員	大塚 保信      藤末 洋      今西 要      坂井 稔 吉川 渉      岡田 睦子      岡本 美津子		
	事務局	健康福祉部 根津部長 福祉推進室 森下室長 健康生活室 山本室長 福祉政策課 丸野課長 武富課長補佐 長寿・介護保険課 佐谷課長 松山課長補佐 田中主査 松永主任 大西 中央地域包括支援センター 中塚所長 森上副主幹		
傍聴の可否		可・不可 (一部不可)	傍聴人数	1 人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		<p style="text-align: center;">開 会</p> <p>(1)報告事項</p> <p style="padding-left: 2em;">地域包括支援センター運営協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度地域包括支援センター事業報告について</li> </ul> <p>(2) 地域密着型サービス運営委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型サービス事業者公募要項について</li> <li>・地域密着型サービス指定候補者の選定手続きについて</li> </ul> <p>(3)その他</p> <p style="text-align: center;">閉 会</p>		
会議結果		<p>協議事項の「地域密着型サービス事業者公募要項」及び「地域密着型サービス指定候補者の選定手続き」については、事務局提案どおり承認されました。</p> <p>上記以外については、別紙のとおりです。</p>		

# 審 議 経 過

平成 2 4 年度 第 2 回 川西市介護保険運営協議会

1. 開会 会長あいさつ

2. 報告事項

(1) <地域包括支援センター運営協議会>

・平成 2 3 年度地域包括支援センター事業報告について

事務局：それでは平成 2 3 年度の地域包括支援センター事業報告につきましてご説明させていただきます。まず 1 ページをごらんください。平成 2 3 年度川西市中央地域包括支援センターの実施事業についてまとめさせていただいております。左より事業としまして総合相談事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業、介護予防事業の 4 つの事業の実施報告と定例会議の内容についてお示ししております。各事業内容についてですが介護および介護保険に関する相談件数が 1 9 6 4 件と一番多く、ニーズが高いことがうかがえます。2 つ目の権利擁護事業ですが、権利擁護学習会、成年後見制度利用支援ということで相談業務を通して支援を行っております。3 つ目の包括的・継続的ケアマネジメント事業でございますが、これについては認知症高齢者に対する支援を柱に市内の各地域で行っております、さまざまな地域福祉の活動と地域包括支援センターが連携を取り、高齢者支援のための仕組みづくりについて検討実施を行いました。主なものとしたしましてはキャラバンメイト養成研修を行い平成 2 3 年度は 6 2 名のキャラバンメイトを誕生させていただいております。資料の 5 ページに認知症サポーター養成講座開催状況一覧をつけさせていただいております。平成 2 3 年度におきましては 3 4 回の養成講座を実施しまして合計で 1 4 3 4 名の認知症サポーターを養成いたしました。次に、福祉デザイン広場ネットワーク会議ですが、これは市内 1 4 地区おおむね小学校区ごとに地域福祉関係者で構成されたネットワーク会議に各地域包括支援センターが参加させていただきまして、地域とのネットワークの構築につとめさせていただきました。また、認知症地域資源ネットワーク構築推進会議におきましては普及啓発部会、登録部会、徘徊 SOS 部会、事例検討部会の 4 部会におきまして、それぞれ資料に記載の活動を行いました。なかでも普及啓発部会につきましては、教材用として「きんたくんの徘徊 SOS 物語」を創作し、紙芝居、絵本、DVD、パワーポイントにまとめました。こちらがその紙芝居バージョンになっています。これは手作りでメンバーの方が手で書いたものです。何らかの形で今後活用の仕方についても検討していきたいと思っております。次に介護予防事業でございますが、こちらは 2 次予防高齢者を対象といたしました。いきいき元気倶楽部、はつらつ広場を地域におきまして、1 2 6 回開催いたしました。次に、定例会議でございますが、特に各地域包括支援センターとのネットワークの強化をはかるため、毎月 1 回実務担当者会議を実施しております。これは各地域包括支援センターの主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士の 3 職種が一堂にかいしまして各地域包括支援センターにおける課題の検討やその共有化をはかるというもので、課題解決にむけての仕組みづくりの構築に努めました。

つづきまして、4 ページをご覧ください。地域包括支援センターの介護予防給付の状況です。平成 2 3 年度に各地域包括支援センターが行いました介護予防給付の件数で、地域包括支援センターごとに要支援 1、要支援 2 に分けて件数を挙げさせていただいております。以上で簡単ではございますが、平成 2 3 年度地域包括支援センターの事業報告とさせていただきます。

会 長：今ご報告いただいた中で、お気づきの点、分かりにくい点、ご質問とかさらにご意見等ありますでしょうか。

委 員：最後に説明していた地域包括支援センターの処理状況の要支援 1、2 の各支援センターの数を挙げてもらっていますが、参加人数ではないのですか。

事務局：こちらの方は講座の参加者数ではなくて、予防介護給付ということで対応したケースの件数です。

委 員：介護予防として、たとえばデイサービス等を利用された人の総数ということで考えたらいいのですか。

委 員：介護予防ケアプランを立てた方の総数ですね。

会 長：私の方からお伺いしたいのですが、2 ページには相談業務内容とかたくさん件数挙げているけれども、実際には職員さんの仕事というのは、介護予防のケアプランを作る業務におわれているというのが現状ではないのでしょうか。

事務局：2ページには、中央地域包括支援センターの相談業務という事で計上させていただいておりまして、去年1年は川西地域包括支援センターにケースを移行するというような時期にありましたので、介護予防ケアプランの作成に追われているという事はありません。

会長：介護予防ケアプランを作るのも本来業務ですが、ケアマネさんとか職員さんから本来の相談とかそういったものになかなか時間が割けないと聞くことがあるので、そういう意味で伺いました。

事務局：1ページ目に地域包括支援センターの本来の業務、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ですが、先ほどの要支援の方の介護予防ケアプランの作成といったものが地域包括支援センターの業務とされています。ただ、中央地域包括支援センターにつきましては18年から各地域包括支援センターができましたので、各地域包括支援センターに、その地域の包括の方に介護予防ケアプラン作成をお願いしています。ただ現時点では個々の地域包括支援センターの業務のバランスというところで、本来は総合相談とか地域の方との連携など基本的な部分になってくるのですが、当然人員が限られた中で、高齢化の進展なども含めて介護予防ケアプランの方の比重が大きくなり、総合相談や権利擁護等、その辺のバランスをよく考える時期にきているといった背景でございます。

会長：介護予防ケアプランも抜きにして本来の業務をやっていると、介護予防ケアプランでほとんど収入を得ている訳ですから、収入面から考えてもそのバランスが難しいですね。

もう1点、虐待が各市町村で最近非常に大きな問題になっていると思うのですが、特に1年間はそういう大きな取組はなかったでしょうか。

事務局：7つの地域包括支援センターの方が関わらせていただいている数が上がっていると思いますが、実際、私たちがさまざまに関わっていく中で、各地域包括支援センター、中央地域包括支援センターともに役割をどう分担して市との連携をどうするか。マニュアルはもともとあるのですが、より一層実態に沿ったマニュアルを作ろうというので昨年仕上げていっています。

かなり難しいケースがもちろんあるところですが、継続的に行っています。

委員：介護予防ケアプランをいつまでも地域包括支援センターがやっていいのかと思う。地域包括支援センター間の連携や情報交換とかを興さないのか。

事務局：定期的に毎月1回連絡会議を開かせていただいております。当然虐待とかありましたら、その都度ケースに合わせての会議をしております。

先ほど要支援の方々が増えてきておられるということで介護予防も大きな仕組みになってきたときに、新たな試みや活動実施等含めて今後の課題です。

第5期の介護保険計画も始まったところでございますので、いろいろご意見等いただけたらと思っています。

委員：権利擁護のところの成年後見人制度利用支援ですが、中央で39件、全体で179件。虐待もありますので、把握しておられたら成年後見についての相談件数だけ分かれば。あと、社会福祉士さんが詳しいと思うのですが、成年後見は事務方の皆さんがそれに携わっておられるのか、また、市長申し立てなど現実にやっておられるのか、もう少し詳しく教えていただきたい。

事務局：権利擁護、虐待の数は、各地域包括支援センターから報告はいただいております。

例年市長申し立ての件数は大体3件位です。

市民後見につきましては平成24年度から老人福祉法改正によりまして市町村が後見制度の養成等に努めるといったところが改正されています。22,23年度は市民の方々が県の研修に参加しておられます。今準備を進めているところです。

委員：訪問型介護予防の数はどこかにありましたか。

事務局：2次予防高齢者で、3ページの右から3番目ですが、この48が今ご指摘の部分かどうか、このところは48より少なかったと思います。2次予防高齢者の訪問事業ということで、もともと通所型で以前から展開していましたが、特定健診と同時実施の生活機能評価等で、気になる方、未受診者の方、未受診者で気になる方、閉じこもりとかそういった背景がある方々で、生活機能が少し低下されている方については23年度から通所が無理であれば訪問も取組んでいこうという所です。ただ、訪問しましてもじっくりこない事業自身の難しさや先ほどの介護予防ケアプラン数との兼ね合い等、考えていかなければならないことです。

委員：23年度は項目のところに2次予防高齢者ですか。

事務局：各地域包括支援センターの統計の分類で月間報告の様式がありますので、もう一度整理をしたいと思っています。

委員：地域包括支援センターの相談の日数、相談方法の話で、昨年度よりもある程度、総数、件数は減ってきていますが、それは、権利擁護でも虐待のところでも地域包括の相談件数が広く、ある程度

いきわたったというような結果ととらえていいですか。

事務局：介護保険計画の策定の資料としまして、市民の方々に対してのアンケートをしたところ、認知度が低い結果がでました。地域の相談の受け口といったPRや、民生委員さん、福祉委員会さん等各委員会で連携を深めていくところです。

会 長：介護予防の災害時の対応でございますが、社協さんと思うのですが川西市では災害ボランティアセンターというのが立ち上がっているのでしょうか。

事務局：ボランティアセンターというのは当然あるのですけれども、特化された所はないので、どういう体制をとっていくかということです。

(2) <地域密着型サービス運営委員会>

- ・地域密着型サービス事業者公募要項(案)について  
事務局から資料に沿って説明
- ・地域密着型サービス指定候補者の選定手続きについて  
事務局から資料に沿って説明

(3) その他

会 長：今後ともお力添えいただきますようお願い申し上げます。今日はありがとうございました。

主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。